

背景・目的

- 在外教育施設が在留邦人の子の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしていること。
- 在外教育施設における教育を取り巻く環境の変化に対応する必要があること。

在外教育施設：①日本人学校、②私立在外教育施設、
③補習授業校
在留邦人の子：海外に在留する邦人である子

在外教育施設における教育の振興に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定める。

在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって次代の社会を担い、及び国際社会で活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与

基本理念

在外教育施設における教育の振興は、次の事項を基本理念として行われなければならないこと。

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること。
- 2 在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることが確保されることを旨とすること。
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすること。

国の責務等

国の責務・連携の強化・財政上の措置等

基本方針

- 1 文部科学大臣・外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならないこと。
- 2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。
 - ① 在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項
 - ② 在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項
 - ③ ①・②のほか、在外教育施設における教育の振興に関する重要事項
- 3 検討（おおむね5年ごと）・公表

基本的施策

- 1 在外教育施設の教職員の確保
- 2 在外教育施設の教職員に対する研修の充実等
- 3 在外教育施設における教育の内容及び方法の充実強化
- 4 在外教育施設の適正かつ健全な運営の確保
- 5 在外教育施設の安全対策等
- 6 在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等
- 7 調査研究の推進等

- 公布日施行
- 検討

- ① 海外から帰国した児童生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実
- ② 在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態調査・当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容